

地域ミーティング in 西区の傍聴に関する要領

1 趣 旨

この要領は、地域ミーティング（以下「ミーティング」という。）傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍 聴 手 続 き

- ① ミーティングの傍聴を希望するものは、ミーティングを開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、傍聴券を受けとる。
- ② 傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

3 傍聴を受け付けない場合

- ① 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- ③ 酒気を帯びている者
- ④ その他ミーティングを妨害、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

4 遵 守 事 項

- ① ミーティング開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと
- ② 会場において、飲食、喫煙はしないこと
- ③ 事務局の指示に従うこと
- ④ その他ミーティングの秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと

5 遵守事項を守らない場合

傍聴者が、上記遵守事項を守らない場合は、事務局等はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

6 そ の 他

この要領に定めるもののほか、ミーティングの傍聴に関し必要な事項は、事務局（懇話会等にあつては市長）が定めるものとする。

7 施行年月日

この要領は平成27年1月24日より施行する。

別記様式

期日 _____

No. _____

傍 聴 券

地域ミーティング in 西区 事務局